

首席指示第 6 7 号

令和 3 年 1 1 月 2 2 日

札幌拘置支所首席矯正処遇官

保護室収容時における対応等について
標記について、下記のとおり実施するので、遺漏なきを期されたい。

記

1 保護室監視用カメラによる視察時における対応

(1) 保護室収容中

- ア 監視卓勤務者は、保護室収容中の被収容者の動静が録画されているか、適宜、機器の作動状態を確認すること。
- イ 保護室専用ブルーレイデッキについては、おおむね 2 4 時間ごとに切り替え、同デッキに収納されているブルーレイディスクの録画容量超過による録画停止がないよう留意すること。このため、勤務者間で同デッキの切替え時間を確実に引き継ぐこと。
- ウ 特異動静の記載は、令和 2 年 6 月 1 6 日付け所長指示第 6 3 号「被収容者の動静等の記録について」に基づく「保護室等録画書留簿」（以下「録画書留簿」という。）に必ず記録すること。
- エ 録画書留簿の 5 「被収容者の特異な動静等」欄については、一つの枠内に複数の時間における複数の動静を記載せず、同枠内に一つの動静を記載して使用するか、一つの枠内に線を引くなどして 2 ないし 3 分割にしてから、動静を記載すること。

(2) 録画映像の確認

監視卓勤務者、交代勤務職員等は、保護室映像を録画したブルーレイディスクについて、その都度、適切に録画されているかを検証した上で、異常がないことを確認した場合には、処遇事務係に同ディスクを引き継ぐこと。検証した際、同ディスクに録画停止期間がある場合（収容開始時の映像がない場合や、何らかの理由により収容中の映像が録画されていない場合）には、別途、総合警備システムのハードディスク内に記録されている映像から、停止期間中（未録画時間）の録画映像のディスクを作成し、処遇事務係に引き継ぐこと。

2 保護室収容期間の計算

保護室収容期間は72時間、更新は48時間ごとであるが、更新する必要がある場合には、執務時間内(休日でも午後5時(下記例参照))に行うこと。ただし、収容する必要がなくなったときは、直ちに収容を中止すること。

例1：金曜日の午後6時に保護室に収容した場合は、72時間後は月曜日の午後6時であるが、このような場合は、72時間以内における最も近い午後5時に更新の要否を判断する(月曜日の午後5時に更新の要否を判断する。)

例2：金曜日の午後4時に保護室に収容されたときは、月曜日の午後5時では72時間を超えることになるので、このような場合は、上記同様に、日曜日の午後5時に更新の要否を判断するものとする。

3 動静記録の記載事項等

保護室被収容者動静記録(巡回視察職員が記載)及び録画書留簿(監視卓勤務職員が記載)への記載事項について、次のとおりとする。

- (1) 保護室被収容者動静記録には、保護室視察窓等から視察した保護室収容中の被収容者の動静(特異動静も含む)、喫食状況、水分の摂取状況、投薬状況、就寝状況等について、巡回視察の度に詳細かつ具体的に記載すること。
- (2) 録画書留簿には、保護室収容日時及び保護室収容中止日時(保護室監視カメラの時間を記載)を必ず記載するほか、保護室監視カメラから視察した保護室収容中の被収容者の特異な動静について、その都度、簡潔に記載すること(監視卓勤務者は保護室監視カメラで確認困難な事項は記載しないこと。)
- (3) 録画書留簿の5「被収容者の特異な動静等」欄に記載すべき被収容者の特異な動静としては、自傷、大声、騒音、他害、汚損、損壊行為等があるところ、次のような記載事項例が想定されるので参照されたい。
 - ア 壁面に頭を打ち付けて自傷行為をしている。
 - イ 「○○○○」等と大声を発している。
 - ウ 扉や壁を○回蹴りつけて騒音を発している。
 - エ 壁面に大便を塗りつけて汚損している。
 - オ 残飯を撒き散らして保護室内床面を汚損している。
 - カ 空食器に排泄物を溜めている。
 - キ 貸与した寝具を損壊している。
 - ク 職員が入室して対処した事項(診察、室内清掃、制止等の措置等)